

## 近代女性史料探訪

— 国立国会図書館所蔵憲政資料の中から —

山口美代子

はじめに

自由民権期における女性観を示す文書

女子教育に関する文書

政治参加に関する文書

社会労働に関する文書

戦時下における文書

歴史的話題性のある文書

あとがき

### はじめに

当館の憲政資料室には、近現代の政治を跡づける基礎史料として、二系列の文書類を収集所蔵している。一つは、従来から憲政資料といわれている幕末維新以来の広義の政治家が所蔵していた個人文書であり、もう一つは、戦後日本の占領期におけるGHQ/SCAP文書類である。いずれも20万点を超す膨大な資料群で、日本近現代史研究に欠かせない文書類であることは言うまでもない。

本稿が取り上げる文書は、前記の政治家の文書類のうち、書翰を除き、いわゆる書類に属する文書のなかから、「女性」に関わる文書を選択、抽出したものである。まず本論に入る前に、政治家の文書について、若干の説明を補っておきたい。

ここでいう政治家とは、伊藤博文、山県有朋、桂太郎、といった直接政治を動かした人物だけにとどまらず、官僚、軍人、教育家、法律家、経済人をも含んだ広義の政治家を指している。こうした政治家が、存命中に累積していた書翰・書類・草稿・日記・家族間書類など、いわゆる私文書を中心として憲政資料は成り

たっている。これらの文書に特徴的なのは、政治に影響を及ぼした人物の文書であるために、支配者側の資料が全体の多くを占めていることであろう。したがって、私文書といっても、原則的には公人としての個人文書ということができよう。前に述べたように、個人個人持っていた書翰・日記・履歴書類・覚書などのほか、官僚ならば役所から持ち帰った執務資料（法案の原案や草稿なども含まれる）など、その形式は一様ではない。しかし、この一見雑多の様に見える文書類を所蔵者の経歴にしたがって整理していくと、往復する書翰による人脈、思潮、業績等々が浮き彫りにされて、政治の動きについて、歴史的背景の原点ともいえる内容を有していることがわかる。

憲政資料室では、これらの私文書を、例えば「伊藤博文関係文書」とか「井上馨関係文書」というように「家わけ文書」として取扱っている。これは、憲政資料としての性格上、政治家個人と資料とは切り離して考えられないので、個人コレクションとして一括、旧所蔵者別に書翰の部と書類の部とに分け、受け入れ時に作成した仮目録（閲覧用にもなる）にそ

って、一点づつ袋にいれ整理している。

したがって、憲政資料は一定の主題を求めて検索することには、不向きであり、また現段階ではかなり難しい。利用者は、ある主題について調査しようとする場合、相当の知識を要することは必須である。図書や雑誌が、ある主題について広範な内容を持っているのに対して、憲政資料は限られた情報しかなく、図書や雑誌が線だとすると、憲政資料は点でしかないように思われる。

さて、こうした政治家の文書は、いま約220家、約20万点の膨大な憲政資料群となっている。そのなかから、ことさらに女性に関する文書を探索することは、まして女性の問題が政治の俎上にのることもまれであった戦前期、いささか冒険に似た思いもする。本来の憲政資料としては、外輪の主題であるが、あえて女性史の視点から興味深いと思われる原文書を中心に選択、適宜注記を行った。

なお、文中の旧所蔵者別文書名には、『 』を用い、標題書類名は、「 』の括弧で括った。また標題書類名の下にある（ ）内の数字は、当該文書請求記号である。

また、憲政資料室所蔵文書の概要については、「国立国会図書館月報」1984年1—9月、1988年1—4月を参照していただきたい。

### 自由民権期における女性観を示す文書

『古沢滋文書』のなかに「愛国公党副誓草案」(21) 4種 自筆ペン書がある。自由民権運動は、板垣退助、後藤象二郎らを中心に組織された愛国公党提出の「民選議院設立建白」(明治7)をもって、

運動の起点としている。英国から帰国したばかりの古沢滋も愛国公党に参画、その綱領ともいべき「本誓」及び施策方針を示した「副誓」を起草している。細目八則にした4種ある草案の内、女性の位置づけを記したものがあった。其の四「我輩斯ノ大業ヲ立ントス然ルニ今斯ノ通義権理ノ破ル、者独り君臣上下ノ間ノミナラズ（且ツ夫レ女子占ムル所地位ノ高下大イニ一般文明ノ化ト相関ス）〈注（ ）内の文中消線あり以下同じ〉……即チ内外男女ノ交際宜シク須ラク他人ノ権理ヲ侵陵蔑如スルコト莫ク并セテ以テ斯ノ公党ノ力我国一般人民ノ品行ヲ進マシムルヲ要ス可シ」、其の一「吾輩既ニ我カ人民ノ為ノ斯ノ理ヲ主張セントス然ルニ斯ノ主張スル者宜シク徒ニ君臣上下ノ間ニ止マル可ラズ乃チ亦男女ノ間ニ婦人ノ為メ其ヲ男子ノ婦人上ニ於ケル男女（一定）同一ノ権理ヲ主張スルヲ要ス之ノ為ソノ術道先ツ一夫一妻ノ天理（通義）人道ヲ明カニスルニ在リ……」と。古沢が、通義権理が破られているのは、君主と人民との間ばかりでなく、男女の間も同じであり、同一の権利を主張できると誓っているのが注目される。この「副誓」は、当時公表されず<sup>(1)</sup>、草案のままに終わってしまったようだ。いかにも草案らしく、字句の挿入、削除の多い文面のなかに、女性の人権に触れた民権結社の貴重な文書とみるべきであろう。

『憲政史編纂会収集文書』所収「植木枝盛文書」のなかに、「男女同権二就キテノコト」(695—2)、「女子二代テ男女同権ノ理ヲ演説ス」(706—29)がある。

植木枝盛は自由民権期、もっとも熱心に、多くの女性解放論を著した民権家である。植木が女性解放に目覚めた動機は、

西洋女権思想導入の最初の文献であるスペンサー著 尾崎行雄訳「権理提要」(明治12)による啓発だったという。「男女同権ニ就キテノ事」(明治12年6月13日)は、この「権理提要」読後の翌日執筆<sup>(2)</sup>したようで、スペンサーの思想の敷き写しの内容だが、福沢諭吉、森有礼らの啓蒙思想家たちの夫婦同等論<sup>(3)</sup>をのりこえた男女同権論に踏みこんでいる。

「女子ニ代テ男女同権ノ理ヲ演説ス」(明治22年1月23日)は、盛岡での婦人矯風演説会における演説メモである。いずれも写本で、原本は高知県立図書館が所蔵していたが、太平洋戦争時の昭和20年7月の高知空襲で焼失している。この写本は、日本学術振興会が昭和16年、原本から筆写したもので、原本のない現在、植木の著作引用の底本になっている。

また同文書中には、「婚姻ノ制度ヲ定ム可キ論」(700—2) 明治20年4月17—22日、「婚姻論」(695—5) 明治12年2月22日も含まれている。

## 女子教育に関する文書

教育の整備は、日本の近代化に欠くことができない課題で、明治政府は早くからその姿勢を示し、その第一弾として明治5年、男女平等の初等教育を義務づけた「学制」を頒布した。しかし、現実の庶民の生活が、女子就学を遅らせ、ことに女子の中高等教育については、男子の域に到底及ぶものではなかった。近代教育制度を確立させた初代文部大臣森有礼は、女子教育振興策をも手かけ、戦前日本の女子教育体制の骨組みを作り上げた人物である。

『森有礼文書』のなかに「東京女子教育会規則案 草案」(33—8) 明治21年5

月頃 巻紙断片1枚 自筆墨書 が残されている。

「第一 女子教育会設立ノ主旨ハ女兒ノ成長ヲ適当ノ針路ニ向ケ其嫁シテ妻ト為リテハ良妻、母ト為リテハ良母、教師ト為リテハ良教師タル資格ヲ具備セシムルニアリ 第二 此主旨ヲ助ケ達セント欲スル者ハ内外人男女ノ別ニ拘ラス会員タルコトヲ得 第三 東京女子教育会ハ大日本教育会ノ女子部ニ議員ヲ選挙シテ全国ノ女子教育ニ付議案ヲ提出スルコトヲ得」(全文)

森は、近代国家を支えるために、国民としての女子の育成を提唱、良妻、良母、良教師たる賢い女性の育成を目指していた。この草案にも、森が抱いていた女子教育の一方策の理念を見ることができると。執筆時期は定かではないが、明治21年5月大日本教育会内に女子教育部門が発足しているの、この時期を執筆時と推定した<sup>(4)</sup>。因に大日本婦人教育会が前年2月に結成されているが、東京女子教育会との相関関係は不明である。いずれの時代にも先駆者が負わなければならなかった宿命のように、森は翌年憲法発布の日、国粹主義者によって刺殺された。

森の死後、欧化主義は反動期を迎え、教育界では徳育に関する論議が盛んになってきた。明治天皇の側近であった元田永孚は、早くから儒教を国教として、天皇の名において国民に信奉される方針を望んでいた。

『元田永孚文書』のなかに、女子教育に関して、その片鱗を窺うことができる文書がある。

(1)「華族女学校教育につき御親論 草稿」(110—53) 明治18年7月25日 自筆墨書 一綴、(2)「極密上言」(110—54)

日付不明 自筆墨書 一綴 いずれも華族女学校に関連し、欧化主義教育が同校に及ぼす危惧を、元田が表明した文書である。

(1)は、明治18年11月学習院女子部から独立した華族女学校設立にあたって、その規則書に関して、元田が御親諭の形式で草案を起草したもの。その一部に「考ルニ教課書ノ内ニ化学理学ノ部之レアリ是全ク従来女子師範学校規則等ニ據リテ設ケシ者ニテ女子人ノ家ニ嫁シ夫ニ仕ヘ家ヲ治ル其職務ニ急要ナラザルモノヲ学課ニイレテ之ヲ教フルハ今度特更皇室附属トシテ新タニ設立セシ女学校ノ本意ニ非ス……故ニ女子ノ学課ハ通常和漢洋ノ学規ニ裁縫ノ実技ヲ加ヘ……女子ノ教育ハ男子と同シカラズ故ニ活発ノ院長ヨリモ沈重シ人然ルヘシ是迄女子教育総テ活発上ヨリシテ其弊害ハ甚タ多シ……女子ノ運動ハ必シモ西洋法ヲ用フルニ及ハス」と。元田は天皇の名のもとに、欧化主義女子教育に反発している。

(2)は、皇后が西洋式教育に心入れすることを虞れた元田が、英国女教師の華族女学校出校願出に際して、皇后宛に上申した文書である。「皇后陛下に宗教の御信仰を唱え相成候とも御心決して御信用なきよう」とキリスト教を警戒して、更に「御許可の有無ニ伏而天下の安危に係係仕実ニ容易ならざること切に憂慮仕候」と、その懸念を述べている。その後になるが皇后は、婦人に洋装を勧める「御召書」(明治20年1月17日)を下付、また華族女学校では、明治20年5月、体操授業に洋服着用を規定している。

『牧野伸顕文書』所収の「女子教育上ノ弊害ニ就イテ」(書類236)は、独医学者E.ベルツが、日本教育会第6回総会(明

治22)で演説した内容を、通弁医学士江馬浅男が筆記したという形式をとるものだが、実際にはベルツの原稿を訳して、通訳江馬が代演している。ベルツは、女子の運動の発達、男女差のない教育を促し、将来夫婦間の会話に対応できる女性を期待している。ベルツは、明治38年まで滞日、東京大学医学部で講義、のち宮内省御用掛となり、その間日本人女性、花と結婚した親日家である。

また同文書にある「一種過激ナル女子教育論」(書類249)は、外山正一「女子の教育を論じ并せて邪蘇教拡張の法を説く」(『東洋学芸雑誌』明治19年6月、7月)に対する反論で、文部省学務課宛に送った投書のようなものだが、当時の世論の一所見でもあろう。外山は、女子教育奨励会、東京女学校設立に関与し、キリスト教的道徳を女子中等教育の核にすべきことを提唱していた。

『三島通庸文書』に、生徒側の資料として「山形県師範学校附属女学校作文綴」(書類484-7)明治11年2月 一綴がある。作文題「祝昇平」、「人民義務」というかなり難解なテーマを、当時のエリート女学生とはいえ、驚嘆すべき文章で綴っている。明治初期の11、2歳の少女たちの作文能力や学習傾向の一端を見ることができよう。

### 政治参加に関する文書

『河野広中文書』のなかに「衆議院規則草案」(書類713)および「衆議院規則案」(書類714)がある。明治23年11月帝国議会在開設されたことは、昨年の議会百年記念行事で記憶に新しい。議会開設に先立つ10月、衆議院規則案中に婦人傍聴禁止の項が盛られた。当時の先進女性有志

は、禁止解除を求め、世論にも支持されて、その項は削除されている。興味深いのは、河野自筆の「草案」中の傍聴人規則には、婦人傍聴禁止の記述はないのに、書記官長名で参考資料として配布した「規則案」(活版)には、傍聴人規則中に婦人傍聴禁止が追加されている。追加といたしたのは、その前後の文面がほとんど河野草案のままになっているからで、どのような経緯で追加されたのであろうか。

戦前期における女性の政治参加を阻んだ法律は、国政では衆議院議員選挙法(明治23)、地方では市町村制(明治21)、府県制及郡制(明治23)で、何れも男子のみとした参政権からの除去である。

また政治活動を否定した法律は、集会及政社法(明治23)で、この法律は治安警察法第5条(明治33)に引継がれ、女性の政治結社への加入、政談集会合同の禁止を定めた。これらの法律改正運動は、議會会期ごとに女性たちによって請願が行われ、ようやく第45議會(大正11)で、治安警察法第5条第2項中の「女子及」の3文字を削除する法律が可決、政談集会参加の自由のみを得ることができた。

『小橋一太文書』所収「政治運動団体調」(228) 大正11年頃 1綴のなかに「女子ノ政社並政談集会参加ニ関スル制限撤廃ニツイテ」、「女子ノ政社及政談集会ニ関スル制限ニ付議會ノ経過概要」警保局 とある二つの内務省部内秘扱いと印された文書が含まれている。これは、治安警察法改正問題について、政府部内で検討していたことの概要を知ることができる文書である。内容は、改正賛成論、反対論の論拠をまとめ、賛成論では「時代の趨勢は女子の思想を進歩させている」参政権付与の第一歩として政治の論

議を聴かせて政治的教養を積ませる」政談集会傍聴を認めている以上政談集会合同禁止は矛盾」等々で、反対論では、「女子の自由は社会に弊害を齎すもの」政談集会傍聴の許可は当時の外交上の見地によるもの」等々であり、結論は政党加入は認められないものの、政治集会参加については、現状では直ちに多くの女性は参加しまいという推測もあり、禁止解除の方向付けを行っている。

立憲民政党政務資料であった『桜田文庫』に「衆議院議員選挙法修正審議會資料 2」(58) 1綴 があり「婦人参政権ノ賛成及反対論ノ要旨」昭和4年 が含まれている。

昭和4年7月成立した民政党浜口内閣は、政策の中心を緊縮財政、金解禁におき、消費経済をになう女性たちに協力を求めていた。したがって、女性の政治参加は必至として、選挙法修正調査会審議項目に、婦人参政権を追加<sup>(5)</sup>、その賛否を討議している。反対論の要旨は「兵役の義務に服せず」男女の性能は天稟に於て平等ではない」等で、前記の発言内容と大差はないが、「デモクラシーの思想に立脚すれば男女の政治的発言権を区別する理由なし」「婦人利益保護のため」など、より積極的な賛成理由が示された点が注目される。同年2月第57議會に婦選諸法案が提出されるが、結局流案になっている。

関連する文書として、『斎藤実文書』所収「選挙法修正中央聯盟団体資料」(1831)は、「選挙法修正婦人聯合規約」昭和10年8月7日現在の役員、加盟団体一覧を含み、愛国婦人会が呼びかけた「選挙法修正のピラ」昭和10年8月、政府主催「婦人招待懇談会並びに理事会開催案内」昭和10年8月3日を含んでいる。また同文書には、

「全国婦人有志時局懇話会決議」(1910) 昭和9年3月31日 墨書 1枚がある。当時の婦人界の実力者吉岡弥生、ガントレット恒子、市川房枝、大妻コタカ他の署名があるもので、文相人事に対する要望を決議して、斎藤実首相に手交したものである。

## 社会労働に関する文書

『中原謹司文書』に「婦人共産運動」(2006) 昭和5年頃 謄写 1綴がある。

昭和初年、日本は経済不況が深刻化していた。ことに下層階級の生活難は著しく、社会不安の状況下であり、社会主義の浸透、労働争議の活発化が目立っていた。当局は女性の労働運動に対してもチェックを厳しく行っている。本書類は、ソビエトにおける共産主義が、わが国女性労働者階級に及ぼそうとする危険性を指摘し、特に無産婦人団体の組織に注目し、関東婦人同盟＝労働農民党系、全国婦人同盟＝日本労農党系などの現状を綿密に調査して、一般左翼運動と不可分のものであると考察している。この美濃版謄写の綴りは、内務省警保局が調査、刊行していた通称「社会運動の状況」への、昭和5年中における報告書類の一部のようである。

『小島憲文書』に、東京労働交通組合(東交)中央闘争委員会関係資料がある。その一部に東京市電従業員新聞「全線」(93) 昭和7、8年分(欠あり) があり、東交婦人部発行の「全線婦人版」創刊号 昭和9年3月8日付 1枚が含まれている。昭和初期における東京市電労働争議は、全産業戦線に沿うゼネスト実施へと発展している。とりわけ婦人車掌は意気

軒昂で、男女同一賃金、有給生理休暇などの要求を掲げて闘争した。しかし、東京交通労組の親組合が、これらの要求を組み入れないこともあって、婦人車掌たちは、親組合の幹部を“グラ幹”と呼んで非難した。この婦人版には、その状況が紙面に溢れている。憲政資料としては少数派というべき、労働者側の文書である。

## 戦時下における文書

『新居善太郎文書』のなかに「最近における婦人執筆者に関する調査」(509) 情報局第一部 昭和16年7月 活版 小冊子(75頁)がある。部外秘扱いとなっており、いわゆる戦時下において内閣情報局が言論指導の名のもと、言論統制を行ったその具体的な方針が見出され、特に女性を対象とした希有な資料と思われる。

戦局が長期化必至の情勢色濃くなった昭和15年、近衛内閣は国内総動員体制の強化を急ぎ始め、言論界に対しても統制一元化を企図した。内閣情報部は、局と改められ、陸海軍報道部、警保局図書課、外務省情報局も関与して、国策の宣伝、対外思想戦及び国内言論指導の最高機関となった<sup>(6)</sup>。特に注目すべきは、陸海軍現役将校が出版関係の重要なポストにあったことである。雑誌、出版懇談会の名目で、毎月編集責任者を集め、時局指導を行い編集内容をチェックした。この小冊子は、これらの企図にそって、銃後の一端をになう女性たちに指導力をもつと認めた女性執筆表群の動向を調査したものである。対象となったのは、昭和15年5月号から16年4月号までの八大女性雑誌(主婦之友、婦人倶楽部、婦人公論、婦

人之友、新女苑、婦人朝日、婦女界)に、量質で凌駕し、その影響力大と思われる執筆者たちである。因に、八大雑誌のうち当時最高の発行部数であったのは、「主婦之友」122万部、最少は「婦女界」3万部である。ことに執筆回数の多い宮本百合子、羽仁もと子、山川菊栄、吉屋信子、林芙美子、阿部静枝、市川房枝、奥むめを、金子しげり、河崎ナツ、神近市子、窪川稲子、生田花世、村岡花子、平塚らいてう、帯刀貞代など44名はとくに注目されていた。

執筆傾向を詳細に検討、読者層の戦意高揚にどう影響するか推論を加えている。興味深いのは、各人に対する当局の見解、そして雑誌社側の対応見解である。例えば、山川菊栄に対する当局側の評価をみると、「時局下の言論界が山川の登場を促したことは、たとえその転向が完ぺきであっても軽視されるべきではない」「思想の洗練、円熟の域に達していることは驚異、それだけに偽装の時局便乗の疑点も感じられる」「好ましい国民意識に目覚めれば、功罪相償う」など。一方雑誌社側は、A社「山川均夫人という点では警戒視も必要だが、女性の文化水準向上には類のない人物」C社「婦人問題の所見から見て重要な人」E社「当社では使わない人物だが、時局認識は深い」等、それぞれの立場を披瀝している。当局が出版社に対して、時局の批判はもちろん、男女の対立観念に固執する記事の掲載には難色を示し、それらを「高度国防国家建設の急務」あるいは「一億一心」の方向に集約するよう編集指導方針を指示している。この調査書が、部外秘扱いとしながらも印刷して、世論指導参考資料とされたのは、国民の半数である女性に注

目し、その女性指導者群のありようで、「低次なる烏合の衆」(本文引用)に等しい女性読者層を、国策協力の一役にすることができると見たからであろう。しかし、このころはまだ言論統制は緩やかであって、その後昭和16年8月には、雑誌の統合整理が厳しく行われ、80誌あった女性雑誌は、17誌に統合されている。

『中原謹司文書』に「大日本婦人会概況」(517) 昭和18年7月 1綴がある。大日本婦人会は、昭和16年6月の婦人団体統制要項(閣議決定)に基づき、愛国、国防、大日本連合の三婦人組織を統合して発足した。国内20歳以上の女性を、全員会員とする同会の綱領、蹶起申合事項などが見られる。

『浅沼稻次郎文書』に(1)「陸軍女子挺身隊結成要項および志願書」(387) 昭和17年1月、(2)「女子生産戦線総蹶起大会案」(400)がある。

(1)は、東京市総動員部が、全国各市に先駆けて主唱し、陸軍被服本廠軍属として募集した女子挺身隊募集要項である。“此一戦今ぞ決まる死の御奉公”の見出しで、15歳から30歳までを有資格者として、女性の挺身労働を兵隊の被服製作に求めている。(2)は、東京都各区、大政翼賛会、大日本婦人会らが主唱して、昭和20年3月から4月に予定される大会の日程表、都議会議員の挨拶原案などが綴られている書類。航空機、その他軍需品の増産をよびかけたものだが、戦局押し迫ってのこの大会が、果たして開かれたかどうか、新聞記事を見たかぎり確認できなかった。

『大野緑一郎文書』にも、「女子勤労挺身隊編成状況」(1982) 昭和19年4月 謄写 1枚がある。小石川、深川、品川、

八王子、立川各地における招集者数、参加数、詮衝状況の報告書類。その他『同文書』には、大野夫人が関与していた愛国婦人会朝鮮本部関係の文書がある。「愛国婦人会事務報」(1817) 昭和11年9月、12年1月、4月。「愛国婦人会朝鮮本部報 国運動関係」(1823) 所収「愛国子女団設置の栞」昭和12年6月。「愛国金釵会趣旨書」(ハンブル及び日本語併用) 昭和12年8月。「国防献金愛国抜毛袋」昭和11年11月。また時期は遡るが『斎藤実文書』にも『愛国婦人会朝鮮本部総会報告』(書類909) 大正9年頃 1綴がある。

### 歴史的話題性のある文書

『大山巖文書』所収の(1)「**大山巖結婚願書**」(35-3) 明治16年10月24日、(2)「**大山信子縁組願**」(35-3) は、大山家に纏わる文書である。

(1)は、時の参議陸軍卿大山巖(42歳)と日本最初の女子留学生であった山川捨松(24歳)との結婚に際して、太政大臣三条実美宛にその願いを提出、同月30日付太政大臣許可の押印もある文書である。

巖は前年先立った妻との間に三女があり、捨松はその後妻となったわけである。捨松は女子留学生1号として帰国後、日本の女子教育向上に情熱を持ち続けたが、その能力を発揮する場もなく、目的を燃焼しきれないままの結婚であった。しかし、折しも欧化時代、捨松は語学力を発揮、政府高官夫人として「鹿鳴館の花」と謳われ、多くの逸話を残している。

(2)は、伯爵大山巖先妻の長女信子(17歳)と子爵三島通庸長男弥太郎との縁組につき、父巖が願いを書き、華族が結婚する仕来りにそって、宮内大臣子爵土

方久元宛に提出、その許可を受けた文書である。この結婚は三か月で破局を迎え、信子は結核を理由に大山家に戻されている。この願末をモデルに、徳富芦花が小説「**不如帰**」(明治31年11月から翌年5月「国民新聞」連載)に仕立てた。

武雄(弥太郎)と浪子(信子)の悲恋物語は、その背景に家族制度が生んだ悲劇、当時猛威を振っていた結核問題を取扱い、驚異的なベストセラーとなったという曰く付きの縁組である。

『三島弥太郎文書』の所収「**大山捨松書翰**」(270)は、前記の信子離婚についての書翰である。日付、署名もないが、「三島子爵閣下ニ呈ス」と書き出す文面は、継母の立場、ことに米国で看護学をも学んだ捨松の見識を伝えるもので、信子離婚の原因及び責任の一切は三島家にあるとした、義憤に満ちた書状である。かなり字句の訂正などあり、草稿のようにも思われるが、「此書状ノ写シヲ保存スベク尊君ノ又之ヲ保存センコトヲ望ム」とあり、三島家の文書に収められていることから考えると、そのまま送ったのかも知れない。捨松は、日本語の読み書きを不得意としていたので、この書状は代筆と思われる。『三島弥太郎文書』は、最近公開されたもので、捨松研究者が見れば新資料としての評価を見るであろう。

本稿では、書翰を原則的には対象としなかったことを前段で述べたが、本筋は書翰の中身を検証することの方が意味あることであろう。しかし、これには解説、日付の推定等々に多くの時間を要し、すべてが私の能力を越えるものである。しかしこのまま素通りしてしまうのは、いささか心残りがするので、若干その概要について触れておきたい。



書翰は、旧所蔵者の夫人をはじめ、知名度の高い女性の筆跡を見ることができ、中身も玉石混淆のように思われるが、私的平信であっても、それぞれの時代の風俗習慣やそれぞれの立場の女性像が窺えるような気がする。下田歌子、中島(岸田)俊子、楠瀬喜多、伊藤梅子、板垣絹子、井上武、松尾多勢子、吉松ます、奥村五百子、瓜生岩、税所敦子、新渡戸マリ、久布白落実等々知名度のある人々のほかに、家族間の書翰も見落とせない。例えば河野広中の長女尊子が、宮崎滔天と恋愛問題で家出、その心中を旅先から発信する何通かの書翰など興味深い。

最も数多く、光彩を放っているのは下田歌子書翰であろう。三島通庸宛49通をはじめとして、品川弥二郎、伊藤博文、吉井友実、野村靖等々宛、100通に近い書翰が残されている。女子教育の重鎮であった歌子が、政府高官たちと多面的に文通し、精力的に活動していた様子が当館所蔵書翰だけでも垣間みることができる。ことに三島通庸宛書翰は、道徳教科書「国のすがた」(明治19)を歌子が執筆、三島の名で刊行しようとする過程で送ったもので、書翰の全容が「日本近代思想体系 6 教育の体系」(岩波書店1990)に所収されている。

### あとがき

そもそも、憲政資料のなかに女性関係の文書がないかとこだわったのは、議会開設100年記念展示会で「女性と政治」を担当したことを動機としている。憲政資料室閲覧台の当番を利用して、閲覧室備付の目録を片端から繰り、該当する文書はないかと探った。といっても、内容表示の乏しい仮目録が主体であるから、め

ばしい文書を現物に当たるという作業を繰返した。何か宝物でも探すように、可能性を秘めた文書を追い、いささか気の遠くなる思いもした。しかし、歴史の生産点ともいえる心動かされる文書の出合いもあって、興味は尽きなかった。

本稿の依頼を受けたのは、退職二か月前の二月初め。メモ程度に持っていた本稿の素材で、なんとか在職中原稿化に務めようと心がけたが、延引にまた延引で編集諸氏には大変ご迷惑をかけたこと、深くお詫びする。また退職後の文書調査に、寛大なるご配慮を下さった政治史料課の皆さんに感謝の意を表したい。何分にも膨大な憲政文書群、脱漏もあろうかと思うが、“憲政資料女性探訪”とでも思っていていただければ幸いである。

### 【注】

- (1) 外崎光広著『土佐の自由民権』土佐自由民権研究会 1989 所収 p.14
- (2) 家永三郎編『植木枝盛日記続』高知新聞社 1960 所収 p.104
- (3) 森有礼、福沢諭吉らの“婦人問題論争”『明六雑誌』明治7年、8年掲載
- (4) 『森有礼全集』第3巻 解説(上沼八郎) 宣文堂書店 1973 p.145
- (5) 『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房 1974 所収 p.215
- (6) 畑中繁雄著『覚書 昭和言論統制 弾圧小史』図書新聞 1965 所収 p.22

(やまぐち・みよこ 元職員)